

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 2 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 8 年台風第 25 号にかかる災害による被災に関する
診療報酬等の請求の取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構 本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立健康危機管理研究機構 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構 本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構 本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学部私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局公営企業課準公営企業室 御中
警察庁長官官房人事課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局安全衛生部計画課 御中
労働基準局補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 2 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 8 年台風第 25 号にかかる災害による被災に関する
診療報酬等の請求の取扱いについて

令和 8 年台風第 25 号にかかる災害による被災に関する診療報酬等の請求の事務については、下記のとおり取り扱うこととしたので、ご了解いただくとともに、関係団体への周知を図るようお願いしたい。

記

1. 令和 8 年 9 月診療等分に係る診療報酬等の請求について

令和 8 年台風第 25 号にかかる災害により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損等した保険医療機関、保険薬局又は訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）における令和 8 年 9 月診療等分については、2. により概算請求を行うことができるものとする。ただし、災害救助法適用日（令和 8 年 9 月 20 日又は 21 日をいう。以下同じ。）の翌日以降に診療を行ったものについては、可能な限り通常の手続きによる請求を行うこと。

上記以外の場合については、3. により診療報酬等の請求を行うものとする。

2. 概算請求を行う場合の取扱いについて

- （1）概算による請求を選択する保険医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、令和 8 年 10 月 13 日までに別紙の様式（届出書）により、各審査支払機関（国民健康保険団体連合会及び医療情報基盤・診療報酬審査支払機構）に届け出ること。この中で、当該保険医療機関等の令和 8 年 9 月の入院、外来別の診療実日数を記入すること。

- (2) 診療報酬等の算出方法については原則として令和8年6月診療等分から令和8年8月診療等分までの診療報酬等支払実績により（当該保険医療機関等について特別な事情がある場合には、別途保険医療機関等と調整をする。）、下記ア及びイにより算出し、それを合計して支払を行うこととなること。

なお、保険薬局及び訪問看護ステーションについては、外来分として取り扱うものとする。

ア 入院分

$$\frac{\text{令和8年6月～令和8年8月診療等分
入院分診療報酬等支払額}}{92 \text{ 日}} \times \text{令和8年9月の入院診療
実日数（※1）}$$

イ 外来分

$$\frac{\text{令和8年6月～令和8年8月診療等分
外来分診療報酬等支払額}}{77 \text{ 日}} \times \text{令和8年9月の外来診療
実日数（※1）}$$

- （※1）災害救助法適用日の翌日以降の診療等分について通常の手続きによる請求を行う保険医療機関については、災害救助法適用日までの診療等日数

- (3) この方法の対象となる請求の範囲については、公費負担医療に係るものについても含まれること。
(4) この方法による請求を選択した保険医療機関等については、この方法による概算額をもって令和8年9月診療分の診療報酬等支払額を確定するものであること。

3. 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

令和8年9月診療分（令和8年10月提出分）に係る診療報酬請求書等の提出期限については、令和8年10月13日とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係 TEL:03-5253-1111（内線 3288） FAX:03-3508-2746

(別紙)

令和 8 年台風第 25 号にかかる災害による被災に関する概算による診療報酬請求に関する届出書
(令和 8 年 9 月診療分)

医療機関コード・薬局コード・ステーションコード					
令和 8 年台風第 25 号にかかる災害による被災に関する概算による診療報酬の請求を行いたいので、次のように届け出ます。 令和 年 月 日 保険医療機関等の 所在地 及び 名称 : 開設者名・事業者氏名 : 審 査 支 払 機 関 殿					
令和 8 年 9 月の診療実日数を記入すること。 [入院・外来別診療実日数] <table><tr><td>(外来診療実日数)</td><td>(入院診療実日数)</td></tr><tr><td>9 月分 ____ 日間</td><td>9 月分 ____ 日間</td></tr></table>		(外来診療実日数)	(入院診療実日数)	9 月分 ____ 日間	9 月分 ____ 日間
(外来診療実日数)	(入院診療実日数)				
9 月分 ____ 日間	9 月分 ____ 日間				